

いじめ対応マニュアル

人吉市立第三中学校

発 見		いじめを受けた生徒（保護者）からの訴え		いじめを見た生徒（保護者）からの報告		教師の発見	
		担 任	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告			
初期対応		訴えてきた生徒（保護者）の言い分を聞く 【生徒（保護者）の気持ちを尊重】		客観的な情報の収集 【アンケート、個人面談等】			
		担 任	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告			
事実確認		いじめをしたと思われる生徒への確認 【慎重に、まずは事実の確認から】		いじめを受けたと思われる生徒への確認 いじめをしたと思われる生徒への確認			
		『いじめ対策委員会』 協議（校長・教頭・教務主任・人権教育担当・生徒指導主事・学年部・養護教諭・スクールカウンセラー・SSW等）					
共通理解 （職員会議）		担 任 → 職 員 事実の伝達		職 員 → 担 任 情報の提供		対応の検討	
対 応		学校としての具体的な対応				保護者・地域	関係諸機関
		校長・教頭	生徒指導主事	担任・学年部	その他の職員	校長・教頭	・人吉っ子アドバイザー ・いじめサポートチーム ・市第三者機関 ・教育事務所 ・人吉警察署
		指導（対応）体制の確立 地域への対応 関係諸機関への対応	事例への対応 対応の検討 担任への支援 職員への事実の伝達 いじめ対策委員会の運営	いじめを受けた生徒への対応 （担任） いじめをした生徒への対応 （学年部） 保護者への対応	情報の収集等、担任への支援 傍観していた生徒に対する指導	正確な事実の伝達 臨時保護者会	

